

H 2 6 年度 被扶養者の資格確認 Q & A

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日現在

Q 1 . なぜ毎年、被扶養者の資格確認を行うのですか？

A 1 . 就職・収入増などで被扶養者として該当されない方が、届出もれにより被扶養者として認定されている場合が多く見受けられます。収入状況等は毎年変わると思われますので、扶養家族の現在の状況が扶養認定基準に合っているか再確認する必要があります。

医療費、高齢者医療制度に係る納付金等の費用は年々増える一方であり、それらを減らすための一つ的手段として適正な扶養認定をする必要があるため、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 2 . 被扶養者の収入等の確認書類のほかに、被扶養者になっていない配偶者の収入金額が確認できる書類を提出するとのことですが、具体的にどのような場合に必要ですか？

また、この書類が必要な理由も教えてください。

A 2 . 被扶養者の資格確認の対象である世帯で、配偶者が被扶養者になっていない場合（配偶者ご自身が健康保険に加入している場合）に必要です。

該当の方には確認調書の被保険者氏名にマーカーをしております。確認調書のない方は、提出の必要はありません。

なお、配偶者の方がお見えにならない場合は、確認調書の備考欄に「配偶者なし」と記入してください。

近年の雇用の多様化により収入状況も変化することが考えられ、ご夫婦のどちらが世帯の中心的役割を果たされているかを確認させていただくため、ご協力をお願いいたします。

Q 3 . 確認調書に被扶養者になっている長女(中学生)が載っていません。追記して提出するのですか？

A 3 . 確認調書には調査対象の方のみが印字されていますので、追記の必要はありません。

Q 4 . パート収入がある場合、源泉徴収票の写しには平成 2 6 年中の金額が記載されますが、このほかに 1 か月分の給与明細の写しの必要な理由を教えてください。

A 4 . 源泉徴収票の金額には非課税である「交通費」が含まれていません。健康保険では交通費も収入に含まれるため、給与明細の写しにて交通費の支給の有無を確認しています。

なお、1 年分の給与明細等の写しをご提出される場合で、賞与の支払いがあった場合は、賞与支払明細の写しも併せてご提出ください。

- Q 5 .アルバイト収入のある大学生は「収入金額の確認できる書類の写し」を提出するとのことですが、学生証の写しも提出するのですか？
- A 5 .「収入を確認できる書類の写し」のみ提出し、確認調書には「大学生」と記入してください。
なお、収入のない大学生は「学生証の写し」のみ提出してください。
- Q 6 .夜間の学校に通う学生で、収入がない場合の添付書類は何が必要ですか。
- A 6 .「所得（非課税）証明書」を提出してください。
学生証の写しでよい場合は、昼間の学校に通う場合です。
- Q 7 .浪人生の場合、添付書類は何が必要ですか？
- A 7 .昼間の予備校に通われ、収入がない場合は「学生証の写し」を、予備校に通っておらず、収入がない場合は「所得(非課税)証明書」を、アルバイト収入のある場合は「収入金額の確認できる書類の写し」を提出してください。
- Q 8 .高校生の場合は、学生証の写しを提出するのですか？
- A 8 .提出の必要はありません。
ただし、確認調書に「高校 年生」と記入してください。
- Q 9 .自営業者の提出書類の「確定申告書の写し」「収支内訳書の写し」は、なぜ3年分必要なのですか？
- A 9 .自営業の方は、自己の責任の権限のもとで収入を得ていることから、継続した収入金額、事業の状況等を確認のうえ、総合的に被保険者により扶養生計維持されているかを判断させていただくために必要ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- Q 10 .私の妻は平成26年1月31日に退職し、被扶養者の認定を受けました。現在、無職・無収入のため「所得証明書」を入手しましたが、平成25年中の収入が記載されています。このまま提出すればよいのですか？
- A 10 .はい。そのまま提出してください。
ただし、所得証明書では現在の状況が把握できませんので、退職されている方は退職年月日を確認調書の備考欄に記入してください。
なお、収入欄には平成26年中の収入を記入してください。

- Q 11 . 「所得証明書」はどこで入手できるのでしょうか？
また、無収入であっても入手できるのでしょうか？
- A 11 . 「所得証明書」はお住まいの市区町村（市民税課など）で交付しています。
無収入の場合は「所得 0 円」と表示された「所得証明書」または、「非課税証明書」が交付されますので、どちらか一方を提出してください。
なお、交付手数料は提出される方のご負担でお願いいたします。
- Q 12 . 被保険者欄の「住所」が今の住所と違っていませんか？
- A 12 . はい。該当訂正箇所を赤 = 線で抹消し、訂正内容を赤で記入してください。
なお、氏名・生年月日・続柄が違っている場合は、同様に訂正のうえ、訂正届をご提出いただくこととなります。
- Q 13 . 年金収入にはどのようなものが含まれますか？
- A 13 . 厚生年金・国民年金・企業年金・障害年金・遺族年金・農業者年金・恩給・個人年金などすべての年金が含まれます。
- Q 14 . 直近の年金支払通知書を紛失してしまったときは、どうしたらよいですか？
- A 14 . 年金事務所等で再交付の手続きをお願いいたします。
- Q 15 . 被扶養者（60歳未満）のパート収入が認定基準額の130万円を超えていました。どうしたらよいですか？
- A 15 . 収入の超過日またはその事実がわかった日付にて被扶養者から削除していただくこととなります。会社のご担当の方に「被扶養者異動届」と「保険証」を提出してください。
なお、確認調書は該当者を赤 = 線で抹消し、備考欄に理由と事実発生日を赤で記入してください。
- Q 16 . 別居の被扶養者（母）の受給する年金が増えたため、5月より仕送りをやめました。仕送り額のわかるものの写しが1年分ありませんが、それを提出すればよいですか？
- A 16 . 5月より仕送りが無いとのことですので、現在は生計維持関係がないものと判断されるため、被扶養者から削除していただくこととなります。（Q15参照）
ただし、1月から4月の仕送り額が母の年間収入額を上回る場合は、4か月分の仕送りができるものの写しを提出してください。
- Q 17 . 確認対象の被扶養者が近々就職する予定ですが、確認調書の提出は必要ですか？
- A 17 . 提出期限の平成27年1月30日までに削除の届出ができない方は、

確認調書を提出してください。

Q18. 「被扶養者確認調書」を提出しないとどうなりますか？

A18. 現在の被扶養者の状況が確認できないため、資格を削除させていただきます。

提出期限の平成27年1月30日までに必要書類を添付のうえ、会社を通じて提出してください。